

令和 6 年 度

財 政 援 助 団 体 等
監 査 結 果 報 告 書

おおむた「大蛇山」まつり振興会

大 牟 田 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。
なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 財政援助団体等の監査

2 監査の対象 おおむた「大蛇山」まつり振興会

3 監査実施期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）まで

4 監査対象の事項及び範囲

令和5年度（第61回おおむた「大蛇山」まつり）分大牟田市観光振興等支援補助金（夏まつり補助）及び大牟田市夏まつり安全対策強化事業費補助金に係る出納その他の事務の執行。

5 監査の着眼点（評価項目）

- （1）補助金等の目的は明確で、かつ公益上の必要性は十分か
- （2）補助金等の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か
- （3）所管部局に提出された決算書、事業実績報告等に誤りはな
いか
- （4）会計事務の執行は適正か
 - ①会計責任者、決裁権限、会計処理方法等責任の明確化など、会
計事務に関する規定等は整備されているか
 - ②市の職員が財政援助団体の業務に従事する場合における予算
執行の意思決定等の手続きは適正か
 - ③会計事務に関する帳簿等は整備されているか
 - ④現金、預金通帳、印鑑等は適正に管理されているか

6 監査の方法

監査対象団体及び当該団体の所管部局に対し、資料の提出を求めるとともに、必要に応じて市担当職員及び団体の事務局員からの事情説明を受け、監査を実施した。

監査に当たっては、補助金の受入れから使途について、証拠書類である領収証や預金通帳、収支に係る支出・収入伝票、関係書類等を照合検査し、決算書の適否等の判断を行った。

7 財政援助団体（おおむた「大蛇山」まつり振興会）の概要

おおむた「大蛇山」まつり振興会（以下「振興会」という。）は、老若男女を問わずすべての市民が参加し安心して楽しめる「大蛇山まつり」、「港まつり」（以下「まつり」という。）を目指し、まつりの振興及び育成を図り、地域の活性化に資すると共に文化の向上に寄与することを目的とする団体である。

また、振興会の事務局は、本市、大牟田商工会議所、（一社）大牟田青年会議所及び（一社）大牟田観光協会が担っている。

事務局長は大牟田市観光おもてなし課長となっている。

8 財政援助の内容

（1）財政援助の名称【所管課】

- ① 大牟田市観光振興等支援補助金（夏まつり補助金）
- ② 大牟田市夏まつり安全対策強化事業費補助金

【観光おもてなし課】

（2）財政援助の対象となる経費

- ① 本市の夏まつり振興のために振興会が行う事業及び各種研修調査並びに振興会の運営に要する経費に係る補助金で、大牟田市観光振興等支援補助金交付要綱に基づき、令和5年度は4,400,000円が交付されている。
- ② 本市の観光資源である夏まつりの安心・安全な運営のために振興会が実施する会場の安全対策及び警備等に要する経費に係る補助金で、大牟田市夏まつり安全対策強化事業費補助金交付要綱に基づき、令和5年度は5,000,000円が交付されている。

（3）振興会決算額

令和5年度決算（一般会計）

収 入 額	33,866,420円
（うち、補助金額）	（9,400,000円）
支 出 額	33,866,420円

補助金は交付要綱の規定に基づき、概算払いがなされていた。

振興会に交付された補助金は、振興会の一般会計に収入され、まつりの事業運営のために支出されている。

なお、振興会には一般会計のほか、第50回記念事業特別会計、大蛇山テープ製作特別会計、大蛇山修理特別会計、まつり振興対策準備金の各会計があり、あわせて決算されている。（第50回記念事業特別会計、大蛇山テープ製作特別会計は令和5年度第2回総会において廃止が承認されている。）

(4) 振興会の会計について

振興会規約に「事務局長は、大牟田市産業経済部観光おもてなし課長をもって充てる。」と規定されている。

振興会の事務処理手続き等については、「おおむた「大蛇山」まつり振興会事務処理規程」、「おおむた「大蛇山」まつり振興会会計処理規程」を定め事務処理を行っている。

経理責任者を事務局長とし、主な経理は観光おもてなし課職員が担っている。

9 監査の結果

上記補助金の経理の状況及び使途について、観光おもてなし課から提出された支出負担行為書、補助金交付申請書、補助金実績報告書等の関係書類並びに振興会から提出された振興会の支出伺兼支出命令書、収入報告書、預金通帳等の関係書類を照合検査するなど、「6 監査の方法」のとおり監査を実施した。

監査の結果、一部において個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第199条第14項）。

監査結果の概要及び個別指摘事項は、次のとおりである。

(1) 補助金の算定について

平成25年度に実施した振興会を対象とした財政援助団体等監査結果において、「振興会の会計状況等を精査し、事業計画に伴う費用の積算等を勘案した補助金額の算定基準等をもって交付決定を行うように努められたい。」としていたが、補助金交付申請時に費用の積算等を行われていなかった。

(2) 決算書について

振興会から提出された決算書には収入、支出ともに科目誤りなどがあり、正確ではなかった。

(3) 実績報告書等について

夏まつり補助金の事業実績報告書において、補助事業の実績、補助事業経費の内訳は「別紙のとおり」として振興会の総会議案が提出されているが、補助金がどの事業に充てられたのかは不明確であり、事業経費の内訳は確認できなかった。

夏まつり安全対策強化事業費補助金でも、補助事業の実績は「別紙のとおり」とされ、振興会の総会議案が提出されているが、安全対策強化についての記述はなかった。また、補助事業の経費の内訳は収支決算書が提出されているものの、予算額と決算額の比較では60万円を超える不用額があったにもかかわらず、市の補助金は満額支給されている。

(4) 振興会の会計事務の規定等の整備について

平成25年度の財政援助団体等監査結果に対して、平成26年度から振興会は事務処理規程と会計処理規程を整備し運用している旨の報告を受けていたが、引継ぎが十分に行われておらず、規程どおりの運用とはなっていなかった。また、振興会の体制見直しが実施されているにもかかわらず、必要な規定等の改正が行われていない。

(5) 会計事務に関する帳簿等の整備及び確認について

現金の出納及び残高の状況を記録する帳簿の整備や現金の出納及び残高の複数体制における組織的かつ定期的な点検の実施について、会計処理規程に明記されているにもかかわらず、帳簿は不存在であり、現金残高の確認等が適切に行われていない。

(6) 会計伝票について

会計処理規程に定める会計伝票を用いて収入、支出の事務処理を行っているが、その根拠となる証拠書類の添付がなく処理されているものが多数見受けられた。

そのため、Tシャツ・ポロシャツの売上確認において、販売実績数の確認ができず、領収証の発行もないため売上金が正しく処理されているか確認ができなかった。

(7) 支出の方法について

会計処理規程には、「支払いは原則として、随時払いとし、現金又は口座振込による。」とされているが、ほとんどが立替払いであり、職員個人のクレジットカードで決済されているものも見受けられた。

(8) ふるさと納税返礼品について

振興会からTシャツの販売を委託されている(一社)大牟田観光協会が、大牟田市から委託されているふるさと納税返礼品の調達を、委託販売分のTシャツで行い、振興会から販売手数料として売り上げの10%にあたる額を受領していた。当該行為は仕入れに該当し、振興会は手数料を支払うべきではなかった。

(9) 現金、預金通帳及び公印の管理について

Tシャツの売上金などを一時的に鍵付き保管庫に保管しているが、鍵の保管場所は施錠されておらず、鍵使用時に使用者の確認は行われていなかった。預金通帳、公印は施錠できない引出しに保管されていた。

また、事務処理規程に定められている印鑑のうち、事務局長印の所在が確認できず、同規程に定めがない実行委員長印が存在していた。

さらに、公印使用簿等は整備されておらず、使用状況の確認はできていない。

市職員が各種団体の事務局として取り扱う準公金は、市の管理下にある公金ではないものの、市職員が経理事務を行っている以上、公金に準じた適正な管理及び取り扱いを行う必要があるが、上記のとおり不適切な処理が行われていた。

「おおむた「大蛇山」まつり」は、本市の重要な観光資源であるだけでなく、すべての大牟田市民が参加し楽しむことができる「まつり」を目指し、地域の活性化に資することなどを目的に開催されており、その伝統を後世に繋ぐためにも市からの補助金が支出されている。

今回の監査の結果、振興会の会計処理において不適切な処理が確認されたことは、市民の信頼を失うことにもなりかねないことから、適切な事務処理が行われるよう努められたい。